

岸和田市補助金等及び市民活動団体事務局の在り方への提言書

平成20年10月17日

補助金等及び市民活動団体事務局の在り方検討委員会

平成20年10月17日

岸和田市長 野口 聖 様

補助金等及び市民活動団体事務局の在り方について審議したので、次のとおり提言します。

補助金等及び市民活動団体事務局の在り方検討委員会

会長	松端 克文
委員	堀内 秀雄
委員	板原 克介
委員	伊丹 泰司
委員	伊藤 伸史
委員	岩佐 博
委員	上林 久夫
委員	阪森 由紀子
委員	西出 慶三
委員	室田 光重
(前委員)	栢木 清喜
(前委員)	田中 稔
(前委員)	西村 右文

はじめに

今日、地方公共団体は、地方分権の推進により、その自主的かつ主体的な行財政運営を図るとともに、魅力ある都市の形成や少子高齢化対策等のさまざまな政策課題の推進に大きな役割を果たしていかなければならない。しかしながら地方財政は、バブル崩壊による景気悪化の改善を図るため、国、地方を挙げた公共事業による景気対策を講じたものの、その後の三位一体改革による地方交付税の削減や公債費の負担増が重く押し掛かり、非常に厳しい状況となっている。さらに、昨今のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界中に広がりを見せる中、今後の景気動向は予断を許さない状況であり、地方公共団体への影響も懸念される状況となっている。

そのような状況の中においても、地方公共団体は、「住民自治の原理」「補完性の原理」「持続性の原理」のもとに、行政の関与の在り方や実施主体の在り方を再点検しつつ、行政と住民との協働を推進するとともに、限られた財源を有効に活用し、多様化する行政課題に的確に対応していかなければならない。

補助金等及び市民活動団体事務局の在り方検討委員会（平成 19 年 9 月 5 日設置、以下「委員会」という。）は、平成 19 年 3 月に今後予測される厳しい財政状況からの脱却と財政構造の転換を目指すことを目的として策定された、「きしわだ行財政再生プラン」に基づく取り組みとして設置され、市が関与している補助金及び市民活動団体事務局の在り方をスクラップ＆ビルドの視点をも含めた抜本的な見直し方策について検討を重ねてきたものである。

「委員会」では、所管課の考え方と委員の意見をもとに、補助金の基本的な在り方を議論するとともに、評価基準を策定し、個々の補助金の点検を行いつつ、問題点の整理に取り組んできた。合わせて、行政内事務局の在り方について、行政の関与の必要性から議論を進めてきたものである。

ただし、「委員会」においては、当該団体に対するヒアリング等を行わず、限られた資料の中で議論したものであり、団体活動すべてを把握したわけではない。このことから、「委員会」で示された結果を絶対的なものとして判断するには問題が残るものの、「委員会」に提出された資料に基づき客観的な評価を行ったものである。

このほど、「委員会」として、一定の結論を得るに至ったので、ここにその結果をとりまとめ、市長へ提言するものである。市長におかれては、この趣旨を十分に汲み取られるとともに、評価内容について、なお一層の精査をされ、今後の予算編成、補助金の見直し、行政関与の在り方の見直しに活かされるよう要望する。

目 次

第 1	補助金審査の対象と審査の経緯について	1
1	審査の対象	1
2	補助金等見直しの前提条件	1
3	補助金等の評価基準	2
4	評価の方法	2
5	補助金見直しの基本姿勢	3
	補助金評価結果	4
第 2	市民活動団体事務局の在り方について	6
1	市民活動団体事務局の検討の基本姿勢	6
2	市民活動団体事務局の在り方の評価基準	6
3	評価の方法	6
	市民活動団体事務局の在り方評価結果	7
第 3	補助金等及び市民活動団体事務局の在り方に関する提言	8
1	補助金	8
2	市民活動団体事務局	9
	おわりに	10
	委員会開催経過	11
	資料	
	補助金等評価シート	12
	団体事務局の在り方評価シート	14

第1 補助金審査の対象と審査の経緯について

1 審査の対象

岸和田市の補助金については、民間団体への補助金だけでなく、病院事業会計や水道事業会計といった他会計への補助金や第3セクター、財団等の外郭団体に対しても交付されているが、他会計への補助金や外郭団体の補助金については「きしわだ行財政再生プラン」の中で個別に対応する項目として挙げられていることから、民間団体への補助金に限り検討の対象とすることにした。ただし、岸和田市のみで判断することが困難な国や府の外郭団体に対する補助金、臨時的あるいは、団体が行う一時的な施設の建設費用等に対する補助金については検討の対象外とした。

2 補助金等見直しの前提条件

地方自治体が補助金等を交付する根拠は、地方自治法第232条の2にあり、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、市として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方について検証し、PDCAサイクルに即した不断の見直しをしていく必要がある。

補助金等を見直しにあたっては、まず、基本的な考え方を整理すべきであるとして、以下のとおり、補助金等の交付の前提条件についての取りまとめを行なった。

(1) 補助金等の交付

条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象事業、対象範囲、使途（充当費用）を明確にする。

(2) 補助対象経費

交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費は対象としない。

団体運営における調査研究事業の内、直接事業に係わらない視察研修費は対象としない。（視察目的、報告等の義務付け）

その他社会通念上公金で賄うことが相応しくないもの、又は直接的に公益事業に結びつかないと考えられる経費は対象としない。

(3) 団体運営費（施設運営費除く）

運営補助金については、団体の活動内容に着目しつつ、可能なものについては、その団体の実施する事業への補助金に転換を進めていく。

補助金の使途がその団体の維持のためではなく、客観的に見て、団体が実施する事業に使われていると判断できるものは、事業補助金として整理を行う。

それ以外の運営補助金については、その団体の自主性を尊重しながら、団体の育成を図ることを目的として交付するものとし、原則、団体設立後5年以内を限度とする。

(4) 見直し周期の設定

新規補助については5年、それ以外の補助については3年ごとに、補助の適否を含めて、見直しを図るものとする。

(5) 継続的検証体制の整備

補助金等により実施された事業を客観的に評価するとともに、常に事業の検証を行える体制を整備する。(検証組織の整備、実績報告の精査、領収書の添付等)

3 補助金等の評価基準

本委員会では、個々の補助金を評価するにあたり、統一した基準が必要であるとの考え方に立ち、評価基準について議論を行い、次の評価項目を設定した。

(1) 公益性

市の実施すべき事業又は市が実施している事業と一体となって活動している。行政と市民の役割分担の中で、客観的に見て、市が補助すべき事業・活動であり、行政との整合性がある。

会員や特定の地域への利益貢献だけでなく、直接的又は間接的效果が適切な範囲に及ぶ活動である。

住民自治の推進や社会保障又は文化や歴史的価値を維持・向上する観点から、必要性が認められる活動である。

客観的に見て、事業活動が活発に行われており、かつ活動が衰退もしくは縮小傾向でない。

(2) 団体運営の適正度

客観的に見て、多くの市民又は地域住民の理解が得られる活動である。

団体の公益的な活動が定期的又は継続的に行われている。

会員や参加者から運営や事業実施に必要な会費を徴収するなど、自主財源の確保に努めている。

補助金の会計処理及び使途が適切である。

補助金以外に市が団体のほとんどの事務処理を行うなどの人的支援を行っていない。

(3) 補助金の効率性

補助金で実施されている事業の費用対効果が認められる。

民間企業やその構成組織又はそれに準じる団体等の本来行うべき企業活動や研究活動に対する補助金でない。

市からの補助金が定額の運営補助金でなく、事業費に応じた補助金となっている。

直近の決算における累積繰越金の額が補助金額を超えていない。

同一事業で複数の補助金が交付されていない。

4 評価の方法

個々の補助金の評価については、所管課から、評価シート及び現況調査表の提出を求めるとともに、所管課の自己評価を踏まえ、設定した評価基準による総合評価と個別評価の結果をもとに行った。

5 補助金等見直しの基本姿勢

この「委員会」は、「きしわだ行財政再生プラン」に基づき設置されたものであるが、補助金見直しにかかる削減効果額が設定されていないことから、単に補助金の削減のみを目的とするものではない。

しかし、岸和田市における厳しい財政状況の現状から、漫然と継続されてきた従来の補助金を見直すことにより、新たな行政課題に対応した補助制度の創設を図る等の財源を生み出し、新しい協働の仕組みの構築を図りたいとする事務局の説明もあり、その点も重要な課題として理解し、議論を行ったところである。

過去における岸和田市の補助金の見直しについては、平成9年度に策定された「岸和田市行財政改革実施計画」や平成13年度に策定された「財政健全化3ヶ年アクションプラン」による取り組みの中で、一律カット等による削減が行われてきたものの、抜本的な見直しに至っていないのが現状であり、そのことから個々の補助金について個別評価を行うこととしたものである。

ただし、個々の補助金の評価については、この「委員会」においては、団体の活動内容について直接関与する立場にないことを踏まえ、補助事業者からのヒアリング等は行わず、補助金見直しの前提条件及び評価基準に基づき、所管課の考え方及び把握している事項により、適切なものであるかどうかの審査を行い、市における改善策を提言するものである。

なお、その上で、現行補助金の現状から、今後の公民協働の在り方、補助金制度の在り方についての課題及び問題点を整理し、これに基づく提言を行うこととしたものである。

補助金評価結果

1 総括

個々の補助金を評価することを通じて、以下のとおり補助金全般に関する課題についての整理を行ったものであるが、総合評価において「C」となった補助金については、廃止を含め抜本的な見直しを行うとともに、「S」「A」「B」と評価された補助金についても、評価結果に即した補助制度の在り方について、あらためて十分な検証を行われたい。

(1) 公益性

補助金の交付については公益性が求められているのは当然のことであるが、その目的が明確でないものや、時代の変化とともにその必要性が希薄になっているものも見受けられる状況となっている。

補助金の交付については、市民に対する説明責任を果たす必要もあることから、公益性についての考え方を整理すべきである。

また、行政分野単位でみると、大きな意味での市の施策の方向性が整理されておらず、従来からの個々の団体に対して、従前どおりの補助金を交付している状況が多く見受けられる。行政の支援について、市の施策との整合性を図りつつ、補助制度の目的、行政としての期待する効果について検討し、補助制度を再構築していく必要がある。

補助金の公平性の観点から言えば、なぜその団体に、なぜその事業に補助金が交付されているのかについて、説得力のある説明が出来なければならない。所管課において公平だと判断する補助金においても、全市的に見て公平であるかが問題であり、補助金全体の中で判断する必要がある。

(2) 団体運営の適正度

行政と市民活動団体との協働による地域づくりを積極的に行うためには、団体の自主的かつ活発な活動と行政の支援がうまく機能する必要がある。そのためにも、団体に対する行政の支援については限定的にすべきであるが、本来、団体自身で賄うべき団体運営の基礎的経費に補助金が当てられているケースも少なくない。団体の適正な活動のための会費や参加費等の徴収を含め、団体としての自主性が発揮できるよう団体の健全な育成を図ることが必要である。

補助金の会計処理及び使途についても、補助事業全体の収支や支出内容が不明なものが多い。報告様式の統一を図るとともに領収書の添付等による検証と合わせて、補助事業全体の収支の明確化を図ることが必要である。また、使途についても、交際費や懇親会、過大な会議費や視察費の一部に補助金が充てられているものも多く見受けられることから、使途の明確化が必要である。また、視察費に補助金を充当する場合にあっては、その目的、成果の提出を求めるとともに補助金の使途を明らかにする必要がある。

特に、運営補助金を交付する団体については、その団体の全体収支の判る収支報告書の提出を求めるとともに、団体活動の状況についても把握しておく必要がある。

補助金の交付以外の事務処理を行うなどの人的な支援については、補助金同様の団体への支援であることから、安易に行うべきものではない。やむをえないものについても、公平性の面から限定的なものとする必要がある。

(3) 補助金の効率性

補助金による事業効果を判断するためには、可視化された客観性のある基準により、評価できることが望ましいが、ほとんどの補助金について費用対効果を判断する基準が存在しないのが実状である。補助金による事業の効果、成果について客観的な基準により検証できるシステム作りを進めて行く必要がある。

また、民間企業等の営業活動や研究活動に対する支援については、慎重に判断することが求められるものであり、公平性の観点からも検証が必要である。

さらに、運営補助金や事業補助金であっても定額の補助金として交付している事例が多く見受けられ、そのことから費用対効果を測ることが困難な状況となっている。このような状況から、団体に大きな繰越金があるにも係わらず漫然と定額の補助金を交付している状況も生まれており、早急な改善が求められる。

改善に当たっては、補助金の上限額を設定することは、厳しい財政事情からやむをえないものの、補助金の効率性の面からも、定額補助金については、補助率を原則 1 / 2 以下とするとともに、事業費に応じた支援制度への転換を進めるべきである。

また、少数ではあるが、同一事業に対して複数の補助金を交付している事例も見受けられることから、補助金交付の要件等についても検証する必要がある。

(4) 補助制度の在り方

補助金については、本来、団体の実施する公益的な事業を対象に交付されるべきであり、事業目的の達成のために行政の支援が必要であると判断できることが必要である。

岸和田市補助金等交付規則及び個々の補助要綱を補助制度の在り方に即した見直しを行い、周期の設定による継続した検証を行う必要がある。また、様々なイベントの実施に対して、実行委員会を組織し補助金を交付している事例が見られるが、所管課の意見においても、事業の硬直化や実行委員会の高齢化から、今後の事業の継続性や発展性に問題を抱えているものも多い。

多様化する市民ニーズに対応し、岸和田市のまちづくりを行政と団体が対等な立場で、協働して進めて行くためには、補助金だけでなく、補助金以外の項目で団体に支出している費用についても検証を行い、市民活動団体事務局と行政の役割を明確にすることが必要である。

加えて、活力あるまちづくりを進めていくためには、地域における地区市民協議会や市民団体等の活性化は欠かせない問題であり、地区市民協議会における独自事業の支援や、プロポーザル方式の補助制度の導入等も含めた、積極的な補助制度の展開と事業転換を図っていくことが必要である。

さらに、市民に対し、積極的に情報公開することにより、公益性・公平性・透明性を確保するとともに、補助金の交付を受ける団体等の自覚を促すことによる、団体活動や事業の活性化を図ることも重要である。

「プロポーザル方式」

市民団体やNPO法人等から事業提案を募り、客観的な基準により、補助する事業や実施団体を採択する方式。

第2 市民活動団体事務局の在り方について

1 市民活動団体事務局の検討の基本姿勢

地方分権社会を迎え、特色あるまちづくりを地域住民とともに進めていくため、市民と行政がお互いの役割を尊重した新しいパートナーシップの関係を構築していかなければならない。そのためには、公共サービスの提供における市民と行政の役割分担を明確にしながら、市民活動団体の自主性・自立性の確保に向け、行政の関与をできる限り縮小し、自主運営によって事業を展開することのできる環境づくりを行っていく必要がある。

この「委員会」においては、市の行政内に事務局がある。または、行政において、ほとんどの団体の事務処理を行っているものについて、事務局の在り方の方向性を示すとともに、事務処理の適正化に向けた課題及び問題点を整理し、これに基づく提言を行うこととしたものである。

ただし、個々の事務局の評価については、「委員会」での時間的制約もあり、本来すべての団体について、議論すべきであったものの、補助金交付団体のみの検討となったこともあり、全体像の把握に至らなかったのは残念であるが、この「委員会」における評価手法及び評価結果を踏まえ、事務局事務の在り方の検討を更に続けていただくことを期待するものである。

2 市民活動団体事務局の在り方の評価基準

本委員会においては、補助金と同様、市民活動団体事務局の在り方を評価するための基準について議論を行い、次の評価項目を設定した。

(1) 基本項目

法令等の規定や市の施策として市が事務処理を行う必要がある団体。

(2) 事務局の妥当性

市の関与により5年以内に設立された団体であり、団体育成のために市が事務処理を行う必要がある公益的団体。

本来、市が事務処理を行う必要性はないが、自立が困難な公益的団体。

上記以外の団体で、年度単位で地域等から役員が選出される公益的団体。

広く市民や地域住民を対象にした活動を行っている団体。

市が事務局を持って事務を行っている理由が不明でない団体。

3 評価方法

個々の事務局の在り方の評価については、所管課から、評価シートの提出を求めるとともに、所管課の自己評価を踏まえ、設定した評価基準による総合評価を基に行った。

市民活動団体事務局の在り方評価結果

団体事務局については、行政内に事務局を置いている、または、行政内でほとんどの事務処理を行っている団体について、法令等の規定や市の施策として市が事務処理を行う必要があると所管課において判断している事例が少なからず見受けられる。

市の施策として事務処理を行うことが必要と判断されている団体には、行政が団体設立に深く関与したものが多く含まれていることもあり、漫然と行政内で事務処理を行っていることも考えられる。多様化するとともに独自性のあるまちづくりが求められる時代において、団体設立の意義や目的についてあらためて検証する必要がある。

特に、設立の経過において行政が関与している団体の事務処理においては、設立してから現在まで、事務局事務を行政内で処理しているものが多く見受けられる。そういう団体であっても、活動については団体が主体的に企画、決定、運営、管理等を行い、行政はその支援を行うべきであり、人的な支援を行いながら、活動に対する補助金をも交付している状況では、自主的な団体の運営を行う余地は少なく、過大に行政が関与しているといわざるを得ない。

さらに、行政組織内に事務局を置いている団体が少なからず見受けられるが、市民活動団体の事務局については、本来、行政から独立していることが望ましいのは言うまでもなく、安易に行政組織内に事務局を置くべきではない。行政施設を活動拠点としている団体の事務局については、行政組織内に置くのではなく、行政施設内に置くなど、行政組織内からの事務局の独立を促し、団体の自主性を尊重した関係を構築していく必要がある。

市民活動団体に対する過大な行政の関与は、市民活動団体の自主的な活動を阻害するだけでなく、行政の肥大化を招く要因ともなっており、団体運営に関する適切な指導・育成を図りつつ行政の関与の度合いを縮小していく必要がある。

団体の事務局が行政組織内に存在する等により、行政において、ほとんどの団体の事務処理を行っている団体については、期間を設定するなど、段階的な事務局事務の移管を進められたい。

特に、個別評価において、「C」と評価された団体の事務局事務については、速やかに団体と協議を行い事務局事務の移管を進められたい。

また、団体役員が年度単位で選出される団体や構成員の高齢化等により、自立が困難な団体については、一定の行政の関与は必要であると理解するものの、全ての事務処理を行政で行う必然性はない。適切な行政関与の度合いについて、十分に検討されたい。

さらに、事務局事務を担えない団体については、支援が適切なものであるのかを検証するとともに、その団体の公益的な活動について、行政としての直接執行も含め、実施意義、実施形態について十分な検討を行うことが必要である。

団体事務局の在り方については、評価基準等に照らし適切に対処されたい。

第3 補助金等及び市民活動団体事務局の在り方に関する提言

補助金及び市民活動団体の事務処理の見直しにあたっては、補助金見直しの前提条件及び補助金等の評価基準に基づくとともに、以下の項目につき、平成21年度より適切に対処されることを提言する。

1 補助金

- (1) 個々の補助金評価において、総合評価が「C」とされた補助金については、速やかに廃止を含め抜本的な見直しを行われたい。
- (2) 継続される補助金にあっても、この委員会で検討された補助金見直しの前提条件及び評価基準による継続した検証を行うとともに、個々に示した委員会意見に基づく見直しを行われたい。
- (3) 補助金等の交付については、行政の施策との整合性を図られるとともに、原則事業費の1/2以下とされたい。
- (4) 補助金の見直しについては、新設補助金については5年、既存の補助金については3年として周期を設定し、継続した検証と見直しを行う体制の整備を図られたい。
- (5) 岸和田市補助金等交付規則及び個々の補助金の交付要綱について、補助金の在り方に即した見直しを行われたい。
- (6) 補助金の実績報告書については、領収書の添付により使途の明確化を図るとともに、補助事業全体の収支及び使途が判る報告書とされたい。特に視察費については、その目的、成果についても明確にされたい。
- (7) 運営補助金を交付する団体にあっては、その団体の全体収支とともに、活動内容を明確にした実績報告書とされたい。
- (8) 補助金の事業効果を検証するための客観性のある基準について整備を進められたい。
- (9) 地域に根ざした協働のまちづくりに資するための補助制度の創設やイベント等に対する支援のプロポーザル方式の導入など、市の施策の目的の達成に向けた積極的な補助制度の展開と事業転換を図られたい。
- (10) 補助金の交付については、公平性、透明性、公益性の観点から、補助事業に関する情報を広く市民に公開されたい。

2 市民活動団体事務局

- (1) 個々の団体事務局の在り方評価において、「C」と評価された団体の事務局事務については、速やかに、各団体と協議の上、事務処理の行政からの移管を進められたい。
- (2) 行政において、ほとんどの団体の事務処理を行っている団体については、期間を設定するなど、段階的な事務局事務の移管を進められたい。
- (3) 行政組織内に設置されている団体事務局については、行政組織からの独立を進められたい。
- (4) 団体において、事務局事務を担えない団体の公益的活動については、行政における直接執行も含めた実施意義、実施形態について、十分に検討されたい。

おわりに

補助金等及び市民活動団体事務局の在り方についての審査結果及び提言内容については以上のとおりである。

以上に述べた見直し方向に関する意見について、十分に検討していただくよう要望するものである。

本委員会での検討は、補助金と市民活動団体事務局の在り方について検討を行ったが、時間的な制約もあり、施設補助金の評価について十分な議論を行うには至らなかった。しかしながら、施設補助金については政策的要素の強い分野であり、国・府制度との調整や近隣各市の状況等を考慮して行うべきものであることから、常に検証を行い適正な支援の維持に努められたい。

この提言については、完成されたものではなく絶対的な基準ではないものの、当面の評価方法として、統一的な基準を設定し、個々の市民活動団体への補助金の実態から、あるべき姿についてまとめたものであり、市における必要な措置が講じられることを期待するところである。

補助金については、様々な公益的な団体による自主的な活動を支援する社会的意義の高いものであり、補助金が有意義かつ効果的に機能するように配慮しなければならず、市としての必要な工夫と努力をお願いするものである。

また、市民活動団体事務局の在り方については、市民と行政の対等な関係を構築し、パートナーシップの関係でまちづくりを進めていくためには、行政の関与は限定的とすべきであり、提言の趣旨を十分に検討され、来年度から終期を設定するなどの市における必要な措置を講じられたい。

特に、団体の事務処理を行政内で行うことは、補助金と同様の行政の支援であり、この委員会で設定した補助金の評価基準及び市民活動団体事務局の在り方評価基準に照らし、適正な行政の関与の在り方について検討されることを期待するものである。

最後に、個々の市民活動団体は、行政と共にまちづくりを進めてきたパートナーであり、今後とも協働のパートナーとして、より良いまちづくりを進めて行く必要がある。この提言を契機として、市民活動団体の自主性が発揮され、市民活動を中心とした協働によるまちづくりが積極的に展開されることを切に願うものである。

委員会開催経過

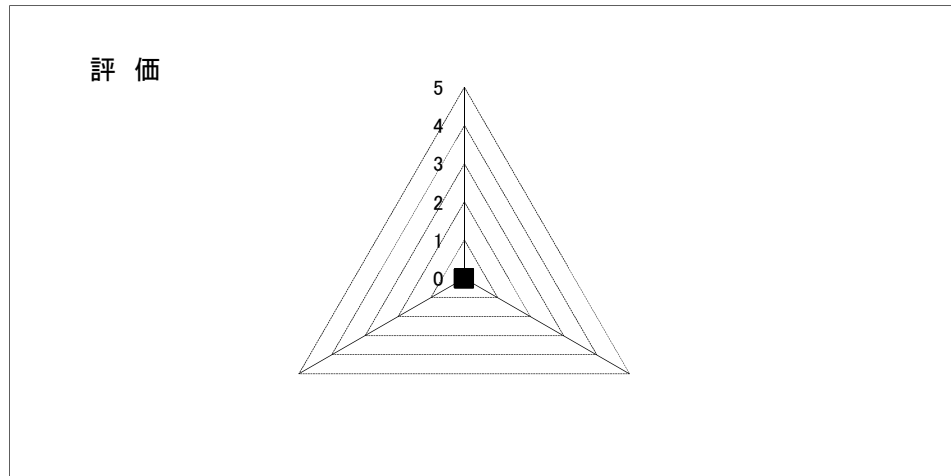
第1回	平成19年 9月5日	○委員の委嘱 ○委員会の運営について
第2回	10月10日	○補助金見直しの基本的事項について ○補助金等の評価基準について ○団体事務局の在り方の整理について
第3回	11月14日	○補助金見直しの基本的事項について ○評価シートについて ○補助金等追加シートについて
第4回	12月5日	○補助金見直しの基本的事項について ○補助金の個別評価について
第5回	平成20年 2月6日	○補助金の個別評価について
第6回	3月6日	○補助金の個別評価について
第7回	4月16日	○補助金の個別評価について
第8回	5月14日	○補助金の個別評価について
第9回	6月4日	○補助金の個別評価について
第10回	7月2日	○補助金の個別評価について
第11回	8月6日	○補助金の個別評価について
第12回	9月3日	○市民活動団体事務局の在り方について ○補助金及び市民活動団体事務局の在り方に関する提言について
第13回	9月24日	○補助金及び市民活動団体事務局の在り方に関する提言について
—	10月17日	●市長への提言

補 助 金 等 評 価 シ ー ト

団 体 名	
所 管 課	
対象補助金	

補助金の評価基準

評 価 基 準			評価	得点
公 益 性	①	市の実施すべき事業又は市が実施している事業と一体となって活動をしている。		
	②	行政と市民の役割分担の中で、客観的に見て、市が補助すべき事業・活動であり、行政との整合性がある。		
	③	会員や特定の地域への利益貢献だけでなく、直接的又は間接的効果が適切な範囲に及ぶ活動である。		
	④	住民自治の推進や社会保障又は文化や歴史的価値を維持・向上する観点から、必要性が認められる活動である。		
	⑤	客観的に見て、事業活動が活発に行なわれており、かつ活動が衰退もしくは縮小傾向でない。		
公 益 性 に よ る 評 価 結 果				
団 体 運 営 の 適 性 度	①	客観的に見て、多くの市民又は地域住民の理解が得られる活動である。		
	②	団体の公益的な活動が定期的又は継続的に行われている。		
	③	会員から参加者から運営や事業実施に必要な会費を徴収するなど、自主財源の確保に努めている。		
	④	補助金等の会計処理及び使途が適切である。		
	⑤	補助金以外に、市が団体のほとんどの事務処理を行うなどの人的支援を行っていない。		
団 体 運 営 の 適 性 度 に よ る 評 価 結 果				
補 助 金 の 効 率 性	①	補助金で実施されている事業の費用対効果が認められる。		
	②	民間企業やその構成組織又はそれに準じる団体等の本来行なうべき企業活動や研究活動に対する補助金でない。		
	③	市からの補助金が定額の運営補助金でなく、事業費に応じた補助金となっている。		
	④	直近の決算における累積繰越金の額が補助金額を超えていない。		
	⑤	同一団体で複数の補助金が交付されていない。		
補 助 金 の 効 率 性 に よ る 評 価 結 果				



個 別 評 価	得点	結果
公益性		
運営適性度		
効率性		
計		
※ S（5点）、A（4点）、B（3点）、C（2点以下）		

総 合 評 価			
15～14	充実又は継続	S	結果
13～12	継続	A	
11～8	見直し	B	
7以下、又は個別評価でCあり	廃止を含め検討	C	

意見	
----	--

判 定	
-----	--

団 体 事 務 局 の 在 り 方 評 価 シ ー ト

団 体 名		事 務 局 (行政内・団体)
所 管 課		

基 本 項 目	評価	団体事務処理の現状
法令等の規定や市の施策として市が事務処理を行なう必要がある団体		

※原課診断で、基本項目が「はい」の場合は、下記に理由を記入のうえ評価欄の一次結果欄でSを選択し、終了してください。「いいえ」の場合は、団体事務局のあり方診断基準へ進んでください。団体に事務局があり、団体が自主的に事務処理を行っている場合は、ここで終了してください。

基本項目をはいとした理由	
--------------	--

団体事務局の在り方評価基準

評 価 基 準			評価		得点
事務局の妥当性	①	市の関与により5年以内に設立された団体であり、団体育成のために市が事務処理を行う必要がある公益的団体			
	②	本来、市が事務処理を行う必要性はないが、自立が困難な公益的団体			
	③	上記以外の団体で、年度単位で地域等から役員が選出される公益的団体			
	④	広く市民や地域住民を対象にした活動を行っている団体			
	⑤	市が事務局を持って事務を行っている理由が不明でない団体			
事 務 局 の 妥 当 性 に よ る 評 価 結 果					

評 価				
診断結果	基本	継続	S	
	4～5	当面継続	A	
	2～3	段階的に事務を移管	B	
	1	団体へ事務移管	C	

意見	
----	--

委員会判定	
-------	--